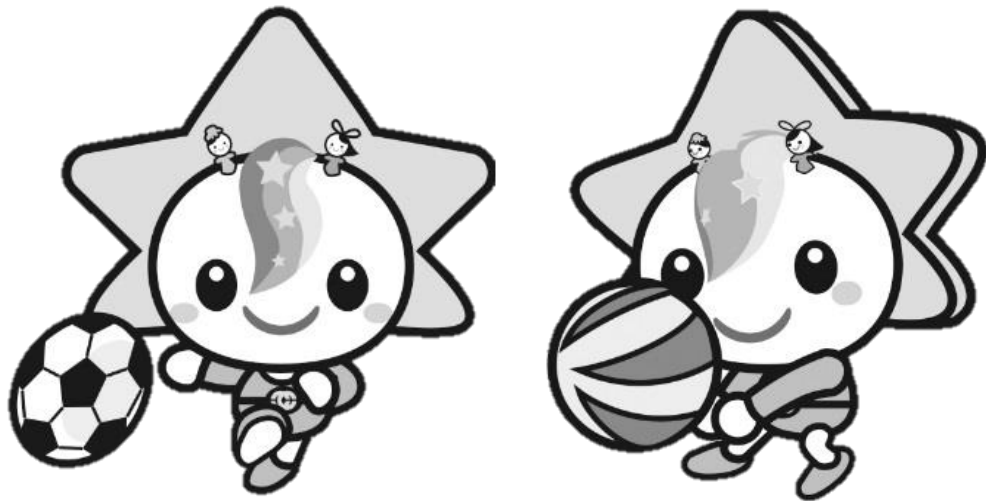


茂原市立学校施設の 開放に関する手引き



茂原市マスコットキャラクター
モバリん

茂原市教育委員会

(2024. 1. 15策定)

この手引きは、学校施設の開放にあたり、利用方法等について標準的な取り扱いを定めたものです。当該学校在籍児童・生徒及び教職員並びに利用団体の皆様の安全のため、茂原市立学校施設の開放規則（以下「開放規則」という。）及び以下の項目並びに当該校長（学校）からの指示事項を厳に遵守の上、御利用ください。

なお、遵守されていないと判断した場合は、その後の利用を禁止します。

※手引きの内容は、新たな情報や知見が得られた場合、随時見直しを行います。

★利用前に関すること

- ☐利用にあたっては、開放規則第7条により、当該校長に「学校施設利用許可申請書」（第1号様式）を提出し、必ず当該校長の許可を受けてください。
- ☐利用許可を受けた利用団体は、開放規則第11条により、教育委員会及び当該校長に「管理指導員選任書」（第3号様式）を提出してください（教育委員会へは学校経由で届きます。）。
- ☐利用時間については、許可を受けた時間を厳守して活動を行ってください。
- ☐当該団体の利用時間内において、管理指導員選任書にて報告した管理指導員及び構成員以外は入場することができません。構成員等に変更が生じた場合は速やかに当該校長へ変更の届出をしてください。
- ☐やむを得ず構成員以外の家族（子、孫など）や知人等を連れて入場する場合は、事前に管理指導員経由で当該校長に許可を受けてください。
- ☐利用活動中は、学校敷地内設備（遊具含む）等で遊ばないように注意してください。
- ☐体験会及び練習試合を目的とした利用も可能です。体験会及び練習試合を希望する場合は、事前に管理指導員経由で当該校長へ体験会及び練習試合の実施について通知し、許可を受けてください。その際の「学校施設利用報告書」（第4号様式）内の利用人数は、参加者全ての人数を記載してください。
- ☐気温が高い時期の活動可否については熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）を参考に、各団体において慎重に判断してください。
※環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

～年間の利用割り振りについて～

年間の利用割り振りについては、原則、前年度末に各学校で行います。

割り振り優先順位 第1位：休日の学校部活動地域移行の受託団体

第2位：PTAバレーボール

第3位：一般の団体

利用団体が多い場合は、隔週や半面利用、くじ引きによる決定等となる場合があります。利用学校により異なります。

★利用中に関すること

□使用を許可された場所以外は立入禁止です。部室等には絶対に入らないでください。また、当該校長に許可を得ている場合を除き、倉庫等に私物を置いて占有することも禁止します。

□学校敷地内は全面禁煙です（電子タバコ等を含む。）。

□当該校長の許可を得ていない方は学校敷地内設備を使用することができませんが、緊急を要する場合は管理指導員の責任の下で使用するものとし、使用後は速やかに当該校長にその旨を報告し、「学校施設利用報告書」（第4号様式）内の利用人数に追加し、記載するようにしてください。

あくまでも緊急避難的なものであるので、上記手続きをすれば誰でも使用することができるということではありません。

□活動にあたっては適宜休憩、給水を行うなど、熱中症対策に留意してください。

□体育館使用時は、床材の劣化につながるため床に水分を落とさないように注意し、床が濡れた際はすぐに拭き取るようにしてください（特に飲料水の結露などに注意してください。）。

□床面保護のため、床にラインテープ等を貼らないでください。

□利用中に発生したゴミは全て持ち帰り、施設内のゴミ箱には捨てないでください。

□片付け、清掃、施錠の完了などは利用時間内に全て終了するよう、作業に使う時間を考慮して活動を行ってください。

★利用後に関すること

- 終了後はいつまでも敷地内に滞留せず、速やかに解散してください（利用時間を過ぎて滞留しているなど、近隣住民の方から報告を受ける事例もありますので、**利用時間の厳守**をお願いします。）。
- 利用報告については、茂原市立学校施設の開放規則第11条により、教育委員会及び当該校長に、毎月10日までに前月利用分の「学校施設利用報告書」（第4号様式）を提出してください（教育委員会へは学校経由で届きます。）。
- 学校施設(備品等含む)を破損した場合は、**遅滞なく**当該校長に**必ず報告**し、茂原市立学校施設の開放規則第11条により、教育委員会及び当該校長に速やかに「管理指導員管理報告書」（第5号様式）を提出してください（教育委員会へは学校経由で届きます。）。また、茂原市立学校施設の開放規則第12条に基づき、利用者の責任で原状回復をお願いします。
- けが人が出たときは、茂原市立学校施設の開放規則第11条により、教育委員会及び当該校長に速やかに「管理指導員管理報告書」（第5号様式）の提出をお願いします（教育委員会へは学校経由で届きます。）。
- 施設使用後は必ず床清掃（モップ掛け）やグラウンド整備を行い、ゴミなどが落ちていないことを確認してください。利用に際して、窓等を開けた場合は**窓等の施錠**についても確認してください。

★このほか、記載の無い内容については各利用校と協議を行い決定してください★



問い合わせ先

茂原市教育委員会体育課

TEL：0475－20－1575

FAX：0475－20－1607

MAIL：taiiku@city.mobara.chiba.jp

更新履歴

令和5年 1月15日 策定



